

門真市北島西・北地区まちづくり推進調査業務委託に関する質問回答

No.	質問の内容	市回答
1	管理技術者は主任技術者とは別で配置するということでしょうか。	管理技術者の配置については、参加資格要件に該当しないため、配置は不要です。
	特記仕様書第5条(2)に記載されている管理技術者及び主任技術者届とありますが、その項目に該当する様式2配置予定主任技術者調書を見ると、主任技術者しか記載がありません。管理技術者も必要でしょうか？	
2	特記仕様書第5条(2)に記載されている管理技術者の資格要件はございますか？	(1)と同様に、管理技術者の配置は参加資格要件に該当しないため、資格要件はありません。
	管理技術者の資格要件はありますか。	
3	照査技術者の資格要件はありますか。	照査技術者の配置は参加資格要件に該当しないため、配置は任意であり、資格要件はありません。
4	参加申し込み時点で提出を求められております主任技術者調書とは別に申込時点で上記管理技術者、照査技術者の調書は提出する必要がありますか。	配置が参加資格要件に該当しないため、参加申込時点では必要ありません。配置する場合は、募集要領8に定める提案書等の提出の際に、業務の実施体制調書(様式5)に記載してください。
5	公募型プロポーザル募集要項の3参加資格要件(8)地方公共団体が発注した基本調査・基本構想に関わる業務実績について業務実績は、本業務の作業項目が全て一致していないと実績とみなされないのでしょうか？	業務代行方式の土地区画整理事業の実施に関し、地方公共団体が発注した基本調査・基本構想であれば、特記仕様書第13条に定める業務内容の項目が完全に一致していなくても実績とします。
6	公募型プロポーザル募集要項の3参加資格要件(8)業務代行方式の土地区画整理事業について業務代行方式を証明するための資料は、どのような資料を提出すればよいでしょうか？	募集要領5(2)才受注実績を確認することができる書面(契約書、仕様書又はテクリス等の写し)の提出により確認しますので、受注内容が分かる書類を提出してください。
7	特記仕様書第13条(2)基本計画の作成については、一般的に区画整理設計等の作業を行い、公共施設の整備方針及び計画図、排水施設(雨水や農業用利水)についての基本方針、供給処理施設の計画方針等の設計に基づき行いますが、別途検討資料等がございますか。	現時点で提供できる資料はありません。
8	説明者は配置予定主任技術者ということですが、部分的に担当技術者に説明を行わせてもかまわないでしょうか。	プレゼンテーション審査の説明者は、配置予定主任技術者を含む3名以内のグループとし、部分的な説明を配置予定主任技術者以外の者の出席者が行うことは可能です。ただし、配置予定主任技術者が、プレゼンテーション内容の全てを把握し、総括するようにしてください。
9	特記仕様書第13条(5)企業ヒアリングについて、対象企業の選定は本業務に含まれますか。また、何社へのヒアリングを予定していますか。	対象企業の選定、企業ヒアリング対象数及びヒアリング方法等については、本プロポーザルの内容を踏まえ、提案されるものを採用します。